

## ふじ訪問看護ステーション運営規程

### (事業の目的)

第1条 有限会社クラリネットが開設する「ふじ訪問看護ステーション」(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の事業者(以下「看護師等」という。)が、家庭において日常生活の援助を必要とする状態にあり、または病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の必要を認めた利用者に対し、適正な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕のを提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、心身の機能の維持・改善を、またはその療養生活を支援し心身の機能の維持回復をめざして支援する。

- 2 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所(地域包括支援センター)高齢者支援センター、関係市町村、地域の保健・医療・福祉機関等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ふじ訪問看護ステーション
- (2) 所在地 三田市三輪4丁目2-32 本田ビル301号

### (職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名(常勤職員1名)  
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
- (2) 職員 看護師 12名(常勤職員9名、非常勤職員3名)  
訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護を担当する。  
作業療法士 1名(非常勤) 理学療法士 5名(非常勤)  
在宅におけるリハビリテーションを担当する。
- (3) 事務職員 3名(常勤職員/役員)  
必要な事務を行う。

### (営業日および営業時間)

第5条 ステーションの営業日および営業時間は、次のとおり定めるものとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを、除く。

- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供方法)

第6条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の指示書に基づいて、看護計画を作成し指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を実施する。
- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がない場合は、ステーションから三田市医師会または三田市高齢者サービス調整チームに主治医の選定を依頼する。
- (4) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業所（地域包括支援センター）との連携を図る。

第7条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察
- (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話
- (4) 褥創の予防・処置
- (5) リハビリテーション
- (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理
- (10) その他医師の指示による医療処置

(実施地域)

第8条 三田市、神戸市北区（三田近辺）、宝塚市（西谷地区）、丹波篠山市今田町、三木市吉川町とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護師等は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

(利用料等)

第10条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕を提供した場合の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の支払を受けるものとする。

- 2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。
  - ア 事業所から片道10キロメートル未満 120円
  - イ 事業所から片道10キロメートル以上20キロメートル未満 240円
  - ウ 事業所から片道20キロメートル以上、5キロメートルを超えるごとにイの額に120円を加算する。
- 3 日常生活上必要な物品 実費
- 4 死後の処置料 15,500円
- 5 前4項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 6 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

（衛生管理等）

第11条 看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理につとめるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

- 第12条 事業者は、自己の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずる。
- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法が記載された事故の発生の防止のための指針を整備する。
  - (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が事業所の管理者に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
  - (3) 事故の発生のための会議及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 2 事業所は指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
  - 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録する。
  - 4 事業者は、利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

- 第13条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言

に従って必要な改善をおこなうものとする。

- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(秘密の保持)

第14条 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(研修による計画的な人材育成)

第16条 事業者は、適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が提供できるよう従業者の業務体制を整備するとともに、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

- 2 前項の規定により、研修の実実施計画に従業者の職務内容、経験等に応じて策定した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、従業者の計画的な育成に努めるものとする。

(運営内容の自己評価並びに改善及びその結果の公表)

第17条 事業所は、その提供する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の質の評価を行い、常にその改善を図らねばならない。

- 2 事業者は、前項における評価の結果を公表するよう努めなければならない。

(暴力団等の影響排除)

第18条 事業所は、その運営について、暴力団の支配を受けてはならない。

(その他運営についての留意事項)

第19条 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、適切な運営を行えるよ

うに、業務体制を整備する。

- 2 事業所は、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関する諸記録を整備し、そのサービスの提供を終了した日から最低5年間は保存するものとする。
- 3 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は有限会社クラリネットとステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附則

この規定は、平成18年2月1日から施行する。

平成23年12月1日一部改定

令和2年8月31日一部改定

令和2年11月20日一部改定

令和7年8月21日一部改定